

○制度の概要について

Q1 どのような事業に助成金が活用できますか。

本助成金については、単に物品等を購入することを目的としたものではなく、地域でのコミュニケーションの円滑化や負担軽減、新たな活動の担い手の創出を意図して、ICTツールを地域活動に取り入れていただく事業を対象としています。

また、令和8年度から電子回覧板や集計自動化などの機能を持つ「地域活動専用アプリ」の月額・年額利用料を新たに助成対象としました。

なお、助成金の交付に当たっては、本制度を活用のうえ導入されたICTツールを用いて、実際に活動を行った実績が分かる資料（写真）等の提出を御提出いただく必要があります。

※いずれの事例も1回目の申請を想定。

事例1 自治連合会のホームページを作成し会員向けに情報発信を行う。

【事業費：11万円】

○その他経費

ホームページ作成委託経費 10万円

作成についての地域へのお知らせ 1万円

【助成額：7万3千円】

7万3千円（11万円×2/3）

事例2 集会所でオンライン会議を実施するために、Wi-Fi設備を設置する。

【事業費：16万円】

○その他経費

工事費 10万円

機材購入費 6万円

【助成額：10万円】

10万円（16万円×2/3）

事例3 自治会・町内会向けSNS使った情報共有を行うために、研修会を開催する。

【事業費：4万円】

○その他経費

講師費用 4万円（1万円×4回）

【助成額：2万6千円】

2万6千円（4万円×2/3）

事例4 自治会・町内会向けアプリを導入し、町内会内の情報共有に活用する。

【事業費：15万円】

○専用アプリ等経費

初期設定費 3万円

月額利用料 12万円（1万円×12箇月分）

【助成額：5万円】

5万円（5万円を上限に10/10）

Q2 助成金の金額いくらですか。何回まで申請することができますか。

1回目は10万円、2回目は5万円を上限に、対象経費の2/3を助成金としてお支払いします。
なお、「地域活動専用アプリ」の利用料等（以下、「専用アプリ等の経費」という）については、1回目は5万円、2回目は3万円を上限に、対象経費の10/10助成金としてお支払いします。

専用アプリ等の経費とその他経費を併せて支出する場合、その他経費については、「上限額（10万円または5万円）から専用アプリ等の経費を引いた額」または「その他経費の2/3」の低い方の金額を上限に交付します。

※いずれの事例も1回目の申請を想定。

事例1 専用アプリ導入するとともに、専用アプリの使い方説明会を実施する

【事業費：16万円】

○専用アプリ等経費

専用アプリ初期設定費 1万円

月額利用料 6万円

○その他経費

説明会講師費用 9万円

【助成額：10万円】

①専用アプリ等経費 5万円

$(1万円 + 6万円) \times 10/10 = 7万円$

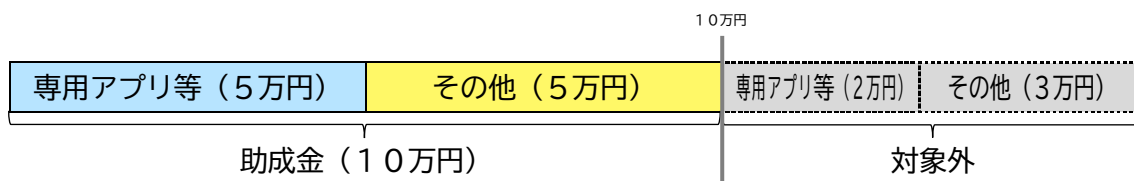
7万円 > 5万円 のため、5万円を上限に交付

②その他経費 5万円

ア 10万円（上限額） - 5万円（①アプリ等経費） = 5万円

イ $9万円 \times 2/3 = 6万円$

5万円 < 6万円 のため、5万円を上限に交付



事例2 専用アプリ導入するとともに、専用アプリに係るチラシを作成する

【事業費：4万5千円】

○専用アプリ等経費

専用アプリ初期設定費 1万円

月額利用料 2万円

○その他経費

チラシ作成費 1万5千円

【助成額：4万円】

①専用アプリ等経費 3万円

$$(1万円 + 2万円) \times 10 / 10 = 3万円$$

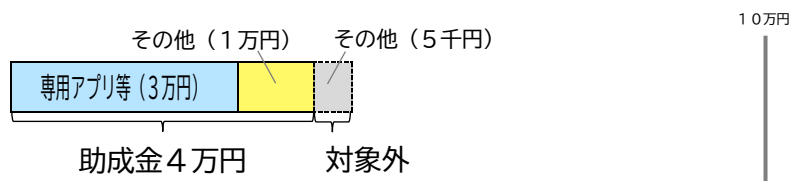
3万円 < 5万円 のため、3万円を上限に交付

②その他経費 1万円

ア 10万円 (上限額) - 3万円 (①アプリ等経費) = 7万円

イ 1万5千円 $\times 2 / 3 = 1万円$

7万円 > 1万円 のため、1万円を上限に交付



事例3 専用アプリを導入する

【事業費：13万円】

○専用アプリ等経費

専用アプリ初期設定費 1万円

月額利用料 12万円 (1万円 \times 12箇月)

【助成額：5万円】

専用アプリ等経費 5万円

$$(1万円 + 12万円) \times 10 / 10 = 13万円$$

13万円 > 5万円 のため、5万円を上限に交付

助成額合計 5万円



Q3 令和8年3月以前に助成金の交付を受けたことがある場合、何回まで申請することができますか。

「専用アプリ等の経費」のみ、要件を満たせば新たに2回申請いただくことが可能です。

2回目は5万円を上限に専用アプリ等の経費（助成率：10/10）及びその他経費（助成率：2/3）をお支払いし、3回目は3万円を上限に専用アプリ等の経費（助成率：10/10）をお支払いします。

○令和8年3月以前

1回目：10万円（助成率：2/3）

○令和8年4月以降

2回目：5万円（助成率：専用アプリ等の経費10/10、その他経費2/3）

3回目：3万円（助成率：専用アプリ等の経費10/10）

○対象経費、対象外経費について

Q4 どのような経費が助成金の対象になりますか。

助成金の対象経費は以下のいずれかに該当するものです。

① ICT化推進事業を実施するために必要なアプリケーションソフトウェア及び機器の購入経費

例：ホームページ作成ソフトの購入、ウェブ会議用カメラの購入 等

② インターネット環境又はWi-Fi環境、システムの構築費、導入設定費、セキュリティ対策に係る経費等、ICT化推進事業を実施するために必要な環境整備に係る経費

例：集会所におけるWi-Fi環境整備のための工事、集会所の電子鍵化 等

③ ICT化推進事業を実施するために必要な担い手育成、利用者拡大のための研修や住民への周知に要する経費

例：スマホ教室の実施に係る講師謝礼（申請団体の構成員に対するものは除く）、
アプリ導入周知に係るチラシ作成 等

④ 役員等の事務負担軽減に資する機能（ア～エ）を全て有するアプリケーション又はクラウドサービスの導入及び利用に要する経費

ア 電子回覧板機能（一斉配信し、既読未読が管理できる）

イ アンケート又は電子表決機能（集計が自動化される）

ウ 安否確認機能（災害時などに素早く状況把握できる）

エ 役員間の連絡機能

※ 単なるメッセージのやり取りだけでなく、ア～エの「自治会・町内会の運営に必要な機能」が揃っていることが条件です。

例：ア～エのすべての機能を有するアプリの導入経費、利用料

Q5 対象外の経費はありますか。

助成金の対象外経費は以下のとおりです。

①パソコン、プリンター、タブレット、スマートフォン、テレビ（※）等、広く一般に普及し、汎用性が高い機器及びその周辺機器の購入経費（※）チューナーが内蔵されているもの

例：集会所備付のパソコン購入 等

②個人の利用に留まるもの又は個人の利用等とICT化推進事業での利用を切り分けることのできないもの

例：個人宅でも使用するウェブ会議用カメラの購入、チラシ作成用インクプリンタの購入 等

③インターネット回線使用料、その他の通信費、保守・サポート等、ICT化推進事業を実施するために継続的に必要な経費（専用アプリ等の経費を除く）

例：集会所設置のWi-Fi使用料、ホームページのサーバーレンタル代、SNSの利用料 等

④事業の実施内容と比較して、社会通念上著しく高額と認められるもの

例：1枚あたり1,000円の周知チラシの作成、1台10万円のウェブ会議用カメラの購入 等

⑤要綱第2条に規定する目的を逸脱している経費

例：オンラインゲームでの使用を目的とした集会所へのWi-Fi環境整備 等

Q6 ホームページを作って情報発信したいと考えていますが、助成対象になりますか。

ホームページ作成する際の委託料、ホームページビルダーなどのソフト代、初期設定費用などが助成対象となります（月額利用料は対象外）。

ただし、ホームページは閲覧者がそのページに辿り着いてはじめて情報が受領されますので、お金をかけて作っただけで活用されるものにはなりません。地域の方への周知を合わせて御検討ください。

Q7 役員が個人でポケットWi-Fiを契約してオンライン会議を行う場合、Wi-Fi機器の購入代や通信費は助成対象になりますか。

地域団体での使用と個人での使用が明確に区別できないものは、助成対象外です。また、通信費については、地域団体での使用と個人での使用が明確に区分できる場合であっても、助成対象外です。

Q8 従前から地域団体において契約して使っているWi-Fiの通信費等は対象となりますか。通信費は対象外です。

Q9 フリーWi-Fiの拠点を使ってオンライン会議を実施したいと考えていますが、拠点を借りる費用は助成対象になりますか。

対象となりません。地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金（以下、「地コミ助成金」という。）の要件に当てはまる場合は、地コミ助成金の活用を御検討ください。

Q10 地域の会議をオンライン中継するため、会議支援専門の方（パソコン設定やオンライン会議設定、会議のファシリテーション等に詳しい方）に支援をお願いしたいと考えていますが、助成対象になりますか。

研修等費用として計上可能です。なお、申請団体の構成員の方への支払いは助成対象外です。

Q11 スマホやパソコンの使い方のアドバイスを学生などをお願いしたいと考えていますが、学生などへのアルバイト代・交通費、会場代は助成対象になりますか。

いずれも研修等費用として計上可能です。

現在、ソフトバンク株式会社と連携して無料のスマホ教室を実施しておりますので、そちらの活用も御検討ください。

なお、申請団体の構成員の方への支払いは助成対象外です。

Q12 町内会の資料データを保管するためのクラウドサービス（バックアップ機能あり、セキュリティ高）に入会しましたが、クラウド使用料（月額3,000円～10,000円程度）は助成対象になりますか。

使用料は助成対象外です。

Q14 区民運動会の代わりに体育館で参加人数を絞ってeスポーツ大会を実施予定です。eスポーツ用の機材のレンタル代、イベント会社への企画運営の委託費は助成金の対象になりますか。

1イベントとしての実施であれば、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の活用を御検討ください。

Q15 夏祭りをYouTubeでオンライン配信するため、動画撮影を予定しています。動画撮影委託費や動画撮影用の機器（カメラなど）は助成対象になりますか。

1イベントとしての実施であれば、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の活用を御検討ください。

Q16 小学校の教室を地域の集会所として使わせてもらっていますが、当該施設のインターネット設備を整える費用は助成対象ですか。

契約書等により、当該団体が恒常的に使用していることが確認できれば助成対象となります。ただし、実施に当たっては、施設管理者とトラブルにならないよう、許可を得るなど事前の調整をお願いいたします。

Q17 ZoomやTeamsなどのWEB会議システムの料金は出ますか？

対象外です。

専用アプリ等の経費について

Q18 今回の改正で、何が変わったのですか？

「専用アプリ」の利用料を、上限5万円で全額補助する仕組みを新設しました。

これまで主に機器の購入などを対象としていましたが、役員等の「事務負担の抜本的な軽減」を最優先課題とし、電子回覧板や集計自動化などの機能を持つ「地域活動専用アプリ」の月額・年額利用料を新たに助成対象としました。

補助率は対象経費の10分の10（上限5万円、2年目以降は3万円）とし、導入のハードルを最大限下げています。

Q19 なぜ「専用アプリ」の利用料だけ補助率が高いのですか？（機器等は2/3のまま）

役員のなり手不足解消のため、事務の負担軽減を推し進める必要があることや、今後の月額費用が発生することを踏まえ、これまでの事務の見直しなども含め地域の皆様でしっかりと効果検証いただくことを支援するため、補助率を手厚く設定しています。

Q20 LINE公式アカウントの利用料（有料プラン等）は対象になりますか。

対象外となります。

月額利用料については、事務負担軽減の観点から「電子回覧板」「アンケート・電子表決」「安否確認」「役員間の連絡」の機能を持つ専用アプリケーションを重点的に補助するものであり、LINE公式アカウントの利用料は対象となりません。

なお、LINE公式アカウントを開設する際のチラシ作成代や研修費用、委託料は対象となります（補助率2/3、上限10万円）。

○手続きについて

Q 2 1 補助金の交付を受けたいと考えていますが、申請書はいつまでに提出する必要がありますか。5月に申請する場合、4月分の専用アプリ等利用料金や物品購入費は対象になりますか。

要綱第4条により、申請があった年度の「4月1日」から発生した経費を対象とすることができます。

年度当初から支払っていることが分かる領収書や振込明細書等を保管し、申請時に添付してください。

ただし、交付決定前の支出について助成を確約するものではありません。予算の状況等によっては、全部または一部を助成できない場合がございますので、御留意ください。

Q 2 2 実績報告には、どのような資料を添付すれば良いですか。

物品等の購入に係る領収書の写しだけでなく、実際に活動に用いたことがわかるもの（オンライン会議の案内やオンライン会議実施時の写真（購入したものも含む。）など）を御用意ください。

Q 2 3 自治会名で契約できず、個人名義の契約となっていますが、どのような書類を提出すれば良いですか。

必ずしも法人名での契約・請求書等でなくても構いませんが、個人利用分の請求でないことが確実にわかるようにしてください。例えば、地縁団体が承認済みの経費精算書や地縁団体から払戻しをした際の領収書を添付していただくことや、「〇〇個人による契約の上、立て替え払いとする」といった内容の議事録等、地縁団体が立て替えたことがわかる書類を実績報告時の証拠書類として添付してください。

Q 2 4 専用アプリ等利用料について、領収書が発行されません。代わりにどのような書類を提出すれば良いですか。

専用アプリ等利用料金として支払ったことが分かる資料（通帳の写し等）及びアプリ利用料の内訳が分かる資料（利用単価が掲載されたホームページのスクリーンショット等）を併せて提出してください。

Q 2 5 3月分の専用アプリ等利用料については4月に支払うため、3月末の実績報告時に領収書を添付することができません。どうすれば良いでしょうか。

要綱第9条第3項により、専用アプリ等利用料が確定しているもののうち、申請年度中に支払うことができない相当な理由があると認められるものについては、専用アプリ等利用料を確認できる書類（料金表等）を御提出いただければ結構です。なお、3月末の実績報告時に3月分の専用アプリ等の利用料金が確認できない場合は、対象の経費に含めることができませんので、御注意ください。

また、支払いが完了した時点で速やかに区役所・支所へ専用アプリ等利用料を支払ったことが分かる資料（領収書等）を必ず提出してください（要綱第9条第4項）。

Q26 専用アプリ等利用料について、令和7年10月～令和8年9月分の年間利用料を前払しています。支払日が令和7年9月ですが、令和8年度分の助成金として申請することはできますか。

要綱第4条第3項により、助成対象期間（令和8年度の場合は令和8年4月～令和9年3月）分の利用料の支払いが前年度中（令和7年4月～令和8年3月）に完了している場合は、助成金の対象とします。

ただし、令和7年10月～令和8年3月分の利用料については、助成金の対象外ですので、御留意ください。

○その他

Q27 同一年度でICT化推進助成金と地コミ助成金を受けることはできますか。

可能ですが、同一事業や同一物品の購入など重複するものについては助成を受けることはできません。